

むつ市農業委員会第659回総会議事録

平成22年10月15日（金）むつ市農業委員会総会が、むつ市役所大会議室1において開催された。

1. 開催日時 平成22年10月15日（金）午前10時50分から11時45分
2. 開催場所 むつ市役所大会議室1
3. 出席した委員の番号及び氏名（26名）

番 号	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	嶋 影 秀 子
2	〃	北 上 勝 利
3	〃	畑 中 治 安
4	〃	原 英 輔
5	会 長 職 務 代 理 者	福 永 忠 雄
6	農 業 委 員	本 山 日 満 夫
7	〃	菊 池 秀 藏
8	会 長	立 花 順 一
9	農 業 委 員	村 口 鉄 雄
10	〃	嶋 田 輝 雄
11	〃	鳥 山 彰
12	〃	橋 本 唯 志
13	〃	菅 原 靖 博
15	〃	藤 澤 伊 三 郎
16	〃	畑 中 重 宏
18	〃	柳 澤 都 市 秋
19	〃	赤 坂 直 良
20	〃	水 戸 隆 璽
22	〃	小 林 義 顯
23	〃	工 藤 輝 雄
24	〃	板 井 弘 巳
25	〃	柴 田 峯 生
26	〃	山 口 芳 一
27	〃	中 嶋 寿 樹
29	〃	蛭 名 修 一
30	〃	杉 山 武 美

4. 欠席した委員の番号及び氏名（４名）

番 号	役 職 名	氏 名
1 4	農 業 委 員	坪 清 志
1 7	〃	北 川 岩 男
2 1	〃	坂 本 正 一
2 8	〃	野 里 岩 雄

5. 議事の概要

第 1 議事録署名委員の指名、会議書記の事務局職員の指名

第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 4 議案第 3 号 むつ市農業委員会会議規則の一部改正について

第 5 報告第 1 号～第 7 号 地目変更登記に係る報告について

第 6 その他

6. 会議に従事した職氏名

事務局長 吉 田 薫

総括主幹 増 田 健 二

総括主幹 一 家 隆 雄

臨時職員 大 野 香

7. 会議録署名委員

5 番 福永 忠雄 委員 6 番 本山 日満夫 委員

8. 会議記録者

農業委員会事務局 総括主幹 一 家 隆 雄

会 議 の 概 要

議 長	ただいまから、むつ市農業委員会第 6 5 9 回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は 3 0 名中 2 6 名で、定足数に達しております。 ただいまから、本日の会議を開きます。
議 長	日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第 4 3 条の規定により議長において、5 番 福永委員、6 番 本山委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の一家総括主幹を指名いたします。
議 長	日程第 2 会期の決定を行います。 本総会は、本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	異議なし
議 長	ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日 1 日とすることを決定いたします。
議 長	それでは、議案審議に入ります。 議案第 1 号 「農地法第 3 条による許可申請について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号について、ご説明いたします。 農地法第 3 条の申請によるもので、平成 2 2 年 9 月 2 9 日 1 3 番委員、2 3 番委員、事務局職員におきまして現地を確認しております。譲渡人が後継者いないため、いとこの譲受人に売買を行うものです。現地の赤川の内並木 1 4 番 9 4、2 4 7 0 m²、1 4 番 1 2 3 0、2 5 3 2 m²につきましては、採草放牧地として適正に管理されているところであり、周辺の農地関係につきましても、地域の農地利用調整に協力することとなっていること、今回の申請も経営規模の拡大ですので、周辺農地への影響がないものと思います。農機具の使用につきましても、農林水産課の事業で行っております、水田利活用自給力向上事業の活用により、農作業の管理を山辺沢地区営農組合に委託することとなっております。農機具には問題ないと思われます。労働条件につきましても、本人が 2 0 0 日・長男の妻が 1 0 0 日農業に従事することとなっておりますので、労働力には問題ないと思われます。 意見書にありますとおり、許可要件を満たしているものと思われます。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員の方から補足説明がありましたらお願いします。
2 3 番	議案第 1 号につきましては、私と 1 3 番委員で 9 月 2 3 日現地を確認しております。申請地は、農用地として適正に管理、利用されているところであることを報告しておきます。以上です。

議 長	議案第 1 号について、質疑を許します。
	質疑ございませんか。
1 5 委員	採草放牧地 約 1 3 , 0 0 0 m ² 持っているが農機具の利用はどうなっていたのか。
事務局	農作業管理の農機具につきましては、山辺沢地区営農組合に委託されています。
議 長	質疑ございませんか。
各 委 員	な し
議 長	質疑がないようですので、議案第 1 号は、原案のとおり承認されました。
議 長	議案第 2 号 「農地法第 5 条による許可申請について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号について、ご説明いたします。 農地法第 5 条の砂利採取一時転用の県知事への申請によるものです。 申請地が農業振興地域農用地区域内にありますことから、むつ市長の承認をいただいております。場所的には、昨年の 8 月から今年の 7 月まで一時転用されました地番と同じところにあります。今回の申請は、砂利採取の保全部分として残された砂利採取跡法面部分の面積が 4 9 8 . 7 5 m ² であります。法面部分に隣接します隣の地番地目が原野で、砂利採取計画認可申請されているところです。防災上及び土地所有者の利便性向上のため、法面を掘削し平坦な土地とするため、写真の写しを見てのとおり横延長約 4 0 m . 高さ約 9 m の土砂の掘削を申請するものであります。資金面について、自己資金によるもので問題はなく、付近の土地、作物、家畜等への被害について、取排水設備の必要もなく、付近に被害を及ぼす恐れはないと思われます。今回の申請にあたりましては、事前に県と協議しています。許可要件を満たしているものと思われます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第 2 号について、質疑を許します。
	質疑ございませんか。
1 5 番	何年か前に一時転用の第 5 条許可を取り、優良農地として地権者に返すところだったと思うが、今の状態は優良農地でないのか。
事務局	昨年の 8 月から今年の 7 月まで県知事の第 5 条の一時転用の許可が出ています。その後、優良農地として地権者に返されています。 地権者は、採草放牧地として利用しています。以上です。
2 5 番	申請地、地権者の地目全体が原野であるのに、農地とはおかしくないか。約 5 0 , 0 0 0 m ² の利用はどうなっているのか。採草放牧地なら 5 条申請はいらないのではないか。
事務局	申請地の登記簿地目が原野であっても、現況が採草放牧地であります

15番
事務局

ことから農用地としてとらえております。以上のことから採草放牧地の一時転用許可が必要とされます。

申請地の隣がまた同じように法面が残るのではないかと。

砂利採取計画場所水川目635-5が農地ではなく、原野でありますことから農業委員会の範囲内でない、県知事の許可でありますことをご理解願います。隣接者双方とも土砂採取について、承諾済みです。

議長
各委員
議長

質疑ございませんか。

なし

質疑がないようですので、議案第2号は、原案のとおり県知事に進達いたします。

議長
事務局

議案第3号「むつ市農業委員会会議規則の一部改正について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

議案第3号について、ご説明いたします。

むつ市農業委員会会議規則第17条を改正する（案）について、ご説明いたします。

（特別委員会の付託）を（特別委員会の設置及び付託）に改める。

第17条第1項を第2項とし、第1項に特別委員会は、農業委員会の所管事項について、審査又は調査するため、必要がある場合において総会の議決で置く。第3項特別委員の名称及び定数等は、総会で定める。の2項を加えるものです。尚、この特別委員会は、総会の下審査機関であり、所管事項等の調査・研究のため農業委員会が総会の議決で設置することになり、直近の総会で経過及び結果を報告することになる。従って、特別委員会の議決をもって農業委員会の決定とならず、あくまでも総会の議決が農業委員会の決定となります。

また、条例で定めた特別委員会ではありません。

以上で説明を終わります。

議長
各委員
議長

質疑ございませんか。

なし

質疑がないようですので、議案第3号は、原案のとおり承認されました。

議長
議長

議案審議は、これをもちまして終了いたします。

次に、地目変更登記に係る報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号から第7号まで、ご説明いたします。

法務局に対する回答でありまして、すべて農業振興地域外であります。

第1号につきましては、平成22年9月3日30番委員、14番委員、事務局で現地を確認しております。長年、雑木、雑草が繁茂している状況から、非農地として回答しました。

第2号につきましては、平成22年9月6日6番委員、18番委員、事務局で現地を確認しております。平成元年2月23日県知事の第5条の許可を得ております。農地転用されているものの、地目変更登記がされていなかったもので、現地は、雑種地の状況から、非農地として回答しました。

第3号につきましては、平成22年9月8日1番委員、13番委員、事務局で現地を確認しております。長年、雑木、雑草が繁茂している状況から、非農地として回答しました。

第4号につきましては、平成22年9月8日16番委員、18番委員、事務局で現地を確認しております。地盤が低いところで、周囲の状況から見ても山林、住宅街であり、水害により作物作付けが不可能なところであります。雑草が繁茂している状況から、非農地として回答しました。

第5号につきましては、平成22年9月15日17番委員、事務局で現地を確認しております。周囲は山林、住宅街であり、雑木、雑草が繁茂している状況から、非農地として回答しました。

第6号につきましては、平成22年9月15日17番委員、事務局で現地を確認しております。昭和26年に住宅が建設され、宅地化している状況から、非農地として回答しました。

第7号につきましては、平成22年9月24日14番委員、30番委員、事務局で現地を確認しております。土地の一部が県道の買収にかかっているところで、昭和45年に住宅が建設されています。その後、周辺に倉庫や小屋などが建っているところで宅地課税されています。宅地、雑種地の状況から、非農地として回答しました。

以上で説明を終わります。

議 長

報告について、現地調査をした委員の補足説明がありましたらお願いします。

6 番

報告第2号について、私と18番委員で9月6日現地を確認しております。現地は、作業小屋が建っており、重機などがありまして、資材置き場となっていることを報告しておきます。以上です。

13 番

報告第3号について、私と1番委員で9月8日現地を確認しております。現地は、写真で見てわかるように松の木、雑草が繁茂している場所であることを報告しておきます。以上です。

16 番

報告第4号について、私と18番委員で9月8日現地を確認しております。現地は、山林、宅地に囲まれているところで、地盤が低く、谷地場で、雑草が繁茂している場所であることを報告しておきます。以上です。

30 番

報告第7号について、私と14番委員で9月24日現地を確認しております。現地は、住宅、倉庫、作業小屋が建っており、宅地となってい

ることを報告しておきます。以上です。

議 長
2 5 番

報告事項について、質疑ありませんか。

報告第 2 号ですが、許可を得ているとすれば許可書があるはずですが。

許可書をつければ農業委員会の証明はいらないと思いますが。地目変更の作業がスムーズに済むのではないか。業務の改善を図るべきではないか。

事務局

2 5 番委員が言われたとおりで、法務局の地目変更申請に、許可書の提出があれば農業委員会の証明は必要がなく、スムーズに作業が進むと思われます。法務局からの調査依頼により、許可年月日がわかった次第です。今後、農業委員会に相談があれば指導改善に努めたいと思います。

議 長
各 委 員
議 長

質疑ございませんか。

な し

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

その他について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

何もないようですので、これをもちましてむつ市農業委員会第 6 5 9 回総会を閉会します。